

## 納品検収に関するQ & A

### 新規掲載

Q 1 5 整形外科オペのインプラント材料・工具等については、前日にオペ室に納品し、納品した中から手術の際に使用する材料・工具等を選んでいきます。(手術後にならないと品目数量が確定しない)このような場合の検収方法は

A 置材のように実際に使用してから所有権が移転するものについては、例外処理としていところす。本件についても同様と史料されることから、要求元の納品検査(サイン・日付)を受けた後、速やかに納品書を管理課に提出してください。管理課において納品確認を行います。

Q 1 4 検査試薬で保冷が必要なものについて、納品検収所による納品確認に手間取り、試薬が劣化してしまう可能性があるものの検収方法は

A 納品確認に手間取り、品質に影響を及ぼすようなものについては、例外処理として構いません。ただ、納品検収所では、保冷のための容器を開封するようなことをせず、容器に入っているものを聞き取ることで納品確認処理としますので、開封しなければ劣化しないようなものについては、納品検収所の納品確認を受けていただきます。

Q 1 3 納品確認の方法は、車上検査で行うと伺っているが、数量が多く、車外に出さないと検品できないが、その必要はあるか

A 車上検査では、梱包の開封や車外での検品は想定しておりません。箱の数や外観等で判断して、納品確認をします。

Q 1 2 緊急のため例外処理で納入した物品の抜き打ち検査に対応するため、物品を梱包していた箱等の保存は必要か

A 箱等の保存は今のところ考えておりません。抜き打ち検査は、他に照合できるようなデータがあれば、それに基づいて実施します。

Q 1 1 医学地区納品検収所への入口ゲートを通れない車両の場合、納品検収はどうするのか

A ゲートを通れないような車両で納品する場合は、医学地区納品検収所では納品確認ができませんので、例外処理として、まず要求元で納品検査(サイン・日付)を受けてから、速やかに納品書を管理課に提出し、納品確認を受けてください。

~~~~~

Q 1 時間外に納品した場合の納品書はどうするのか

A 時間外に納品し、要求元で納品検査（日付、サイン）を受けた納品書は、管理課において納品確認を行いますので、管理課に提出してください。

Q 2 液体窒素等単価契約によっているものの納品検収の方法は

A 月単位で請求する契約にあつては、個々の納品時に要求元での日付・サインの記載を受け、納品書は持ち帰り請求書の提出時に纏めて管理課に提出してください。なお、ケースによっては、要求元や管理課で納品書を保管する場合がありますので、その場合は請求書のみを管理課に提出することになります。

Q 3 納品検収所で確認押印を受けた後に返品があった場合は

A 納品検収所では納入の事実確認を業務としております。大学への納品検収は要求元での納品検査が正式なものとなることから、この時点で返品がある場合は、納品検査が終了していないので返品としては取り扱わず。納品書は破棄してください。

また、納品検査（日付、サイン）と納品検収所での確認印が押印され請求書を本学で受領した後に未払いの状態が返品が生じた場合は、速やかに管理課に連絡をお願いします。

Q 4 入金後に返品があった場合は

A 既に支払いものに、返品があった場合は支払済みの額を返金していただくこととなります。管理課まで速やかに連絡をしてください。

Q 5 生ものなど開封が困難なものの納品検収所での確認方法は

A 納品検収所での納品確認は、確認業務の効率化・現実性などを考慮して基本的には車上検査としておりますので、原則として梱包を開封することは想定しておりません。なお、抜き打ち検査を行うことがありますので、職員から開封を求められた場合は事情を話していただくことで開封しないことができます。

Q 6 麻薬・劇物・毒物の検収方法が例外処理となっている理由は何が

A 麻薬・劇物・毒物の薬品は厳重な管理が求められます。一般試薬と同じ扱いをすると、うっかりしたミスから重大な事態になる恐れがあります。よって、関係者以外が係ることによるリスクを回避する必要から、例外扱いとして先に要求元の納品検査を受けていただくこととしました。

Q 7 緊急に納品する必要がある物品を例外処理とした理由はなにか

A 緊急に納品する必要があるものの中には、患者様の命に関わるものもあります。納品検収所が行う納品確認業務によって納品が遅れ、患者様に不利益を及ぼすことを避ける必要から、例外扱いとしました。

Q 8 例外が多くなると、実態として納品検収所での納品確認行為がなされないことが多くなり、制度を導入する意味がないのではないか

A 確かに例外扱いによると第三者による現物と納品書の確認がなされないこととなりますが、それに対する措置として管理課において、要求元に納品された現物の抜き打ち検査を実施する予定です。このことによる不正納品に対する防止策となると思っておりますので、全く無意味なことと認識はしておりません。

Q 9 医学地区納品検収所で行う附属病院に係る業務を納品確認のみとした理由は何か

A 支援室等から発注された納品に係る納品検収所の業務は、納品確認のほか、検収が終了した納品書の保管、請求書の受理及び納品書と請求書の照合がありますが、附属病院に係る検収業務を納品確認だけにした理由は、扱っている物品が患者様の命に関わるものが多いため業務が煩雑になることによる納品の遅延は許されないものと考えたこと。また、医学地区納品検収所は、ゲートで車の出入りを規制していることから、検収が終了した納品書の受理や請求書を受理した場合、多いときはゲートを3回通過しなければならないため、業者の利便を考えて納品確認のみとしました。

病院に係る取り扱いが他の部局と違うことになり、業者におかれましては煩雑になるかと存じますが、事情ご理解のうえご協力をお願い致します。

Q 10 医学納品検収所へのアクセスの際にゲートを通るが、料金はかかるか

A 入口ゲートの脇に警備員の詰所があり、そこで納品の旨伝えと1回限りの無料パスカードを配付されますので料金はかかりません。パスカードは出口ゲートで回収されます。